**交通部観光局による外国人観光客誘致プログラムの拡大、加速に伴う旅行業における海外旅行団体の誘致奨励助成実施要項**

一、交通部観光局（以下「本局」という）は、経済的および社会的回復力を強化し、新型コロナウイルス後の経済的成果を共有するための特別条例予算を執行するにあたり、我が国の旅行業界が海外で合法的に設立された団体旅行取扱旅行会社と協力することを奨励し、台湾への外国人観光客の入国を促進し、新型コロナウイルスの流行の影響を受けた台湾への観光客到着数をできるだけ早く回復させ、台湾への外国人観光客到着数の年間目標数を達成するため、本要点を制定する。

二、我が国で登録された総合旅行業または甲種旅行業者 (以下、「申請業者」という) は、海外の現地国で合法的に設立された団体旅行会社と協力し、外国人観光客で構成される旅行団体の台湾への旅行を促進し、旅程が 2 泊 3 日を超える旅行者は、本要項規定により奨励助成金を申請することができる。

三、前要項規定の「申請業者」に符合し、その旅行期間すべてが本要項の発効日から中華民国112年(西暦2023年)12月31日までの間にある申請業者は、旅行団体の出発の10営業日前に奨励助成金申請書（詳細は添付書類一を参照）に、海外団体旅行会社の署名捺印のある委任状、団体人数、旅程計画を添えて、奨励助成金を申請すること。ただし、「本局」予算の支出状況によっては、事前に奨励助成金申請の停止を公表することがある。

四、「申請業者」は各観光団体につき奨励助成金を1 回のみ申請することができ、月50団体を上限とし、「本局」の他の補助金プログラムと重複して申請することはできない。奨励助成金額は団体人数と旅程日数の規定に基づく。

　　(一) 4～7名の場合はNT$5,000とする。旅程が6泊7日以上の場合はNT$10,000に増額とする。

　　(二) 8～14名の場合はNT$10,000とする。旅程が6泊7日以上の場合は NT$20,000 に増額とする。

　　(三) 15～ 49名の場合は NT$20,000とする。旅程が6泊7日以上の場合はNT$30,000 に増額とする。

　　(四) 50名以上の場合はNT$40,000とする。旅程が6泊7日以上の場合はNT$50,000に増額とする。

五、奨励助成金の申請が「本局」によって承認された場合、「申請業者」は、旅行団体が台湾を離れた翌日から 1 か月以内に、下記の書類を検査し、「本局」に提出して奨励助成金を申請することができる。

　　(一) 奨励助成金支給申請書（詳細は添付書類二を参照）。

　　(二) 第二要項に符合する旅程の証明、および各旅行団体が当初に提出

した人数に基づく宿泊の証明、搭乗の証明、および保険の証明。

　　(三) 外国人旅客名簿

　　　　 氏名、国籍、パスポート番号を含めることを必須とする。

(或いは入国査証番号など、旅客本人であることを証明できる基本資料。現地の法律や規制によりこれらの情報を提供できない場合は、関連する証明書の提出後に免除される場合がある）。

　　(四) 国内の接待旅行業者の誓約書（詳細は添付書類三を参照）。

（五）国内接待旅行業者及び海外団体旅行取扱旅行会社の領収書

（詳細は添付書類四を参照）。

六、奨励助成金支給の申請が「本局」によって審査され、承認された場合、奨励助成金の金額は、次の比率と方法に従って、それぞれ、その提供された口座に支給される。

　　(一) 国内接待旅行業者　40%を台湾ドルで支給。

　　(二) 海外団体旅行取扱旅行会社　60%を台湾銀行が奨励助成金を支給する日に台湾銀行の購入レート（TTS・対顧客電信売相場）で米ドルに換算した後、奨励助成金を支給。

七、「申請業者」によって提出された申請書がこの要項の規定に準拠していない場合、「本局」はそれを拒否し、訂正が可能である場合、期限内に訂正を行うことができる。修正が期限内に完了しない場合、修正は拒否されるものとする。

八、「申請業者」が次のいずれかにあてはまる場合、本局は、法律および規則に従って関連する責任を追求し、奨励助成金承認済み、または奨励助成金支給承認者の資格の取り消し、或いは廃止により、奨励助成金支給を取り消し、且つ、情状の重大性に応じて、文書による各該当奨励助成金の全部または一部を返還する行政処分の通知を行う。

　　(一)詐欺、賄賂、脅迫または不正手段により商連助成金を受け取った場

合。

　　(二)申請書類に隠匿または虚偽記載がある場合。

　　(三)同一の申請が他の機関から奨励助成金を受けている場合。

　　(四)本局の奨励助成金の査察を回避、妨害または拒否した場合。

　 前項第一号または第二号の事由にあてはまる者は、本局及びその関係機関からの各種奨励助成金を受けている当該業者に対し、3年間、その支給を停止することができる。

九、本局は、関連機関、法人、または公的団体に、資金の申請、審査、および償却業務を処理する際に、関連事項の処理を支援するよう委託することができるものとする。

**添付書類一**

**奨励助成金申請書**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 奨励助成金申請番号 （申請者はこの欄への記入は不要） | | | 申請日 年 月 日 | |
| 基本資料 | 申請業者 | 国内接待旅行業者 | | □総合 □甲種  No. |
| 海外団体旅行取扱旅行会社 | | 国 |
| 台湾訪問の旅行団体 | 台湾滞在期間 | | |
| 滞在日数 □2泊3日以上 □6泊7日以上 | | |
| 人数 □4～7名 □8～14名 □15～49名 □50名以上 | | |
| 奨励助成金の  申請金額 | 台湾ドル 元 | | |
|  | 申請書類 | □海外団体旅行取扱旅行会社の委託書類 　□団体人数 　□予定行程 　□その他 | | |
| **申請業者は、下記の事項を読んだ上で、同意します。**  1.この申請書に記入された情報および提供された関連書類はすべて事実であり、不正確な情報がある場合、当社は関連する法的責任を負う用意があり、また、「交通部観光局による外国人観光団体客の誘致における旅行業の奨励助成プログラムの拡大を加速するための実施要項」の規定に従って処理されることに同意します。  2.本申請は、交通部観光局が提供する他の奨励助成プログラムに重複申請していません。  3.申請業者は、交通部観光局が審査のために必要とするその他の関連書類を提出する義務が  あり、交通部観光局がこの奨励助成金の申請を拒否または承認する可能性があることを理解しています。  4.交通部観光局が奨励助成金の案件を承認した後、申請業者は規則に従って奨励助成金支給の申請書を提出しなければならず、規定の期限内に申請書を提出しなかった場合、奨励助成金の申請を断念したとみなされることに同意します。  **申請業者の署名と捺印** | | | | |
| **交通部観光局による審査結果**  □本件の申請に同意しました。  □本件の申請は、次の理由により拒否されました。  　 理由は下記の通り。  □民間団体補助金（寄附金）作業システムCGSSに登録しました。  **交通部観光局の事業部門の署名と捺印**  **日付** | | | | |

**添付書類二**

**奨励助成金支給申請書**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 奨励助成金申請番号 （申請者はこの欄への記入は不要） | | 申請日　　 年 月 日 | |
| 申請業者 | 国内接待旅行業者 | | □総合　　　□甲種  No. |
| 海外団体旅行取扱旅行会社 | | 国 |

**（以下の欄に詳細を記入し、チェックマークを確認の上、関連書類を提出すること）**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 奨励助成金支給申請案の番号 | | | |  | 奨励助成金支給申請の日付  　　　　 年 　 月 　 日 | |
| 奨励助成金支給申請資料 | | 実際の訪台旅行団体 | 台湾滞在期間 | | | |
| 滞在日数　 □2泊3日以上 □6泊7日以上 | | | |
| 人数　□4～7名 □8～14名 □15～49名 □50名以上 | | | |
| 奨励助成金支給申請金額 | 総金額　台湾ドル　　 元  国内接待旅行業者　台湾ドル　　 元  海外団体旅行取扱旅行会社　台湾ドル　　 元 | | | |
| 支給金申請用検査書類 | 団体発注証明  　□海外団体旅行取扱旅行会社の署名捺印のある書類  　□宿泊証明 　　□搭乗証明 　　□保険証明 | | | |
| □実際の旅程表 | | | |
| □外国人旅客名簿  氏名、国籍、パスポート番号を含むこと。(或いは入国査証番号など、旅客本人であることを証明できる基本資料。現地の法律や規定によりこれらの情報を提供できない場合は、関連する証明書の提出後に免除される場合がある）。 | | | |
| □国内接待旅行業者の誓約書 | | | |
| □ 領収書（原本。原本の金額と奨励助成金申請額は同額とする）。  □国内接待旅行業者の領収書  □海外団体旅行取扱旅行会社の領収書  　□奨励助成金支給口座資料  国内接待旅行業者（台湾ドルの口座）  　　海外団体旅行取扱旅行会社（米ドルの口座）  ※外貨支給金口座名義が海外団体旅行取扱旅行会社の社名でない場合は、説明書を添付すること。 | | | |
| **申請業者は、下記の事項を読んだ上で、同意します。**   1. この申請書の上記の各欄は、真実かつ完全に記入されており、添付情報も完全であり、明   確に識別できます。   1. すでに旅行団体が台湾を出国した翌日から1か月以内に申請の規定書類の具備の検査が行   われており、且つ、本申請は、交通部観光局が提供する他の奨励助成プログラムに重複申請しておりません。   1. 申請業者は、交通部観光局が審査のために必要とするその他の関連書類を提出する義務が   あり、交通部観光局がこの奨励助成金の申請を拒否または条件付きで承認する可能性があることを理解しています。   1. 実際に来台団体人数または旅程日数が、元の奨励助成金支給申請書または本奨励助成金支   給申請書に記入された内容と一致しない場合、交通部観光局は、実際の団体人数と旅程日数をもとに、「交通部観光局による外国人観光客誘致プログラムの拡大、加速に伴う旅行業における海外旅行団体の誘致奨励助成実施要項」の規定により、その計算を認めることに同意します。  **申請業者の署名と捺印** | | | | |
| **交通部観光局による審査結果：**  　　□本件の奨励助成金として、総額 　　　　　　 元 が支給されることに同意します。  　　　なお、奨励助成金は下記のとおり分配します。  　　　国内接待旅行業者：台湾ドル 　　　　　　 元  海外団体旅行取扱旅行会社：台湾ドル 　　　　　　 元  　　□書類の内容訂正、追加提出、または事情説明書が必要です。規定の期間内に提出してください。  　　□本件の申請は、次の理由により拒否されました。  　　　理由は下記の通り。  　　□民間団体補助金（寄附金）作業システムCGSSに登録しました。  **交通部観光局の事業部門の署名と捺印**  **日付** | | | | |

**添付書類三**

**国内接待旅行業者の誓約書**

　当社（ 旅行会社）は、「交通部観光局による外国人観光客誘致プログラムの拡大、加速に伴う旅行業における海外旅行団体の誘致奨励助成実施要項」に基づき、誠実に申請書に記入し、且つ、関係書類の整合性の確認を行った上で、関係書類を提出しました。不正確な情報がある場合、当社は関連する法的責任を負う用意があり、前記要項規定に従って処理されることに同意します。

旅行会社名

会社の責任者の署名と捺印

旅行会社印鑑

中華民国　　　　　 年 　　　　月 　　　　日

**添付書類四**

**国内接待旅行業者の領収書**

　当社はここに、交通部観光局による「交通部観光局による外国人観光客誘致プログラムの拡大、加速に伴う旅行業における海外旅行団体の誘致奨励助成実施要項」に申請します。奨励助成金額は台湾ドル○○○元です。

以上

交通部観光局

申請業者　○○○○○○

責任者

会計

担当責任者

統一番号　○○○

住所

入金銀行　○○銀行○○支店

　　　　（振込口座の通帳表紙の写しを後ろに添付）

口座番号　○○○

口座名　○○○○○

中華民国○○○年○○月○○日

**海外団体旅行取扱旅行会社の領収書**

　当社はここに、交通部観光局による「交通部観光局による外国人観光客誘致プログラムの拡大、加速に伴う旅行業における海外旅行団体の誘致奨励助成実施要項」に申請します。奨励助成金額は台湾ドル○○○元です。（交通部観光局が支給する当日に、台湾銀行の購入レート（TTS・対顧客電信売相場）に基づいて、米ドルに換算した金額が支払われます。）

以上

交通部観光局

申請業者　○○○○○○

責任者

会計

担当責任者

法人登記番号○○○

住所

入金銀行　○○銀行○○支店

　　　　（振込口座の通帳表紙の写しを後ろに添付）

口座番号　○○○

口座名　○○○○○

中華民国○○○年○○月○○日